

【質問項目】 2024年1月の能登半島地震を踏まえた、複合災害時の防護措置の考え方について

- ① 能登半島地震では、志賀原発の避難計画は破綻した。電力会社からの正確な事故情報は発信されず、モニタリングも通信が切断されてできなかった。道路がズタズタで車での移動もできなかった。家が壊れ、屋内退避はできない。放射線防護施設も損傷、陽圧化施設も損傷。自治体職員も参集できず、2割しか参集できなかった。北陸電力からの正確な事故情報が発信されず。火災発生ありとあったが、実はなかった。油漏れ3500リットル→実は約2万リットル、津波3メートルと発表されたが、のちに実は4メートルだったことが分かった。このように、原発の巨大な施設で地震災害が起こったら、正確な情報の把握は難しいことが明らかになった。このような実態を把握しているか。
- ② 同様の事態になった時に、県が作成した避難計画は機能すると考えているか。
- ③ 能登半島地震では、未知の活断層が大量に発見され、離れている活断層同士は影響しないと言われていたが、影響することが分かった。このように、地震に関する研究はまだわかっていないことが多い。しかし、原発の安全対策工事や避難計画の策定は、ある程度の地震の規模を想定して行われている。東海第二原発を再稼働したのちに、想定を超えた規模の地震が発生しないと断言できるのか。

【回答】

①

能登半島地震においては、志賀原子力発電所周辺で道路の寸断や通信障害などが発生し、情報収集や職員参集、モニタリングの実施に制約が生じたことは事実として認識しております。

また、当初公表された一部の情報について、内容が訂正された事例があったことも確認しております。

②、③

複合災害への対応につきましては、国の防災基本計画において、人命最優先の観点から自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対応することが基本とされており、家屋倒壊が多数発生する場合には、地震に対する避難行動を最優先で行い、各自治体が開設する近隣の「指定避難所」で屋内退避するほか、当該指定避難所への屋内退避が困難な場合には、UPZ外に避難する、という基本的な考え方が示されております。

県におきましては、以前から複合災害を想定し、第二の避難先の候補地を確保するとともに、複数の代替経路を設定するなど、市町村や国、関係機関とともに取り組んでおります。

なお、国の防災基本計画においては、東海第二発電所から概ね半径30km圏内の自治体に広域避難計画の策定が義務付けられている一方、避難計画の策定に当たり想定すべき事故・災害が具体的に示されていないことから、県では「茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会」において、放射性物質の拡散シミュレーションで示された事態を想定し、万が一の原子力災害時に、住民が安全かつ円滑に避難できるかという視点で、事前に必要な準備が対策に盛り込まれているかどうかを専門的見地から検証しております。